

通学区の変更と学校配置

—ある地方都市の会議録分析を中心に—

佐々木 司

Reorganization of School Attendance Boundaries and the Issue of School Location
: An Analysis of the Proceedings of a Local School Board

SASAKI Tsukasa

(Received September 28, 2012)

はじめに

筆者は平成22年から現在まで、地方都市3市について会議録等を閲覧し、小・中学校の通学区の変更と学校配置に関する記録や議論の様子を調査してきた。本論文はこのうち1市について、教育委員会会議録から3つのケースを取り上げ、考察を加えるものである。

一般に公立小学校は地域コミュニティのシンボルとしての要素をもち、その通学区域は地理的にも精神的にも統合の単位として機能している。公立中学校の場合もまた、小学校ほどではないにせよ、その通学区域は統合の単位となってきた。加えて、今日のように小・中学校教育の連携推進が求められる時代にあつては、小学校と中学校の通学区域が整ったかたちで設定されていることが望ましいという意見も聞かれる。

ところが調査対象の地方都市、細川市（仮名。その他本論文中の地区名、団地名等はいずれも仮名）の通学区域には不整合なところがある。現在、同市内には17の小学校、11の中学校があるが、同一小学校を卒業しても進学する中学校が2分してしまう地区を含む小学校が4校あるし、行政単位としての「地域」、「地区」とは合致しないかたちで通学区域が設定されている箇所も数か所ある。

通学区の変更については、学校統廃合等の理由で行政から変更が指示され、それに対して住民が反対するケースが典型的であろう。つまり従来の学校、通学区をそのまま残したいという気持ちが、異を唱えさせるのである。これに対して細川市の場合は、従来の通学区域を変更したい、別の学校に割って出たいという地域住民の意向が記録されており、興味深い。

1. 市の概要と通学区域の定め方

細川市は人口10万人、主な産業は商工業だが、郊外には山林や田園風景が広がる地方都市である。同市内の東西を一級国道と鉄道がほぼ並行して走っている。気候は比較的温暖である。

市の人口は、1950年＝7万人、1975年＝10万人、1985年＝12万と増加したが、そこから1995年までの10年間は横ばい、以後は減少傾向にある。子どもの数もそれに比例するかたちで推移してきた。現在、学齢児童生徒は9千人である。市は昭和20年代末に周辺の複数の村を編入し拡大したが、以後は単独市制を貫いている。いわゆる平成の大合併の時期にも、他市町村と一緒にすることはなく今日に至っている。

同市は、「住民に対する市政通達の徹底と末端行政の能率的かつ円滑な運営を図る」ことを目的として、「自治会」を制度化している。「自治会」は「地区」を単位としており、地区住民によって組織される。「地区」はさらに「班」に分かれている。複数の「地区」の集合体によって構成されているのが「地域」であり、同市には15の「地域」がある。各地域には、自治会の集合体である「自治会連合会」が置かれている。「市」から「班」に至る行政上の構造は、市、地域（自治会連合会）、地区（自治会）、班となる。

細川市は、昭和29年に教育委員会規則である「小・中学校通学区に関する規則」を定めている。同規則による「通学区域」をみると、そのほとんどは上記「地区」によって規定されている。すなわち各学校について、その学校に通うことになる「地区」が列挙してあるわけである（下記イメージ表参照）。この地区の集合体が「通学区域」であり、「通学区域」のことを「学区」というと同規則には記されている。

学校名	地区
〇〇小学校	山本、沖の浜、希望ヶ丘団地、向井田・・・

小・中学校の「通学区域」と「地域」の圏域がまったく同じ場合もあれば（ひとつの連合自治会が管理する範囲と小学校ないし中学校の通学区域が完全に合致している）、ひとつの「地域」のなかに3つの小学校、3つの中学校の「通学区域」が含まれている場合（ひとつの連合自治会内の範囲内に、3小学校、3中学校が存在している）もある。また先述の通り、小学校4校については、児童が卒業後に入学する（指定される）中学校が「地区」によって二分される。つまり同一小学校に通っても、居住地によっては中学校は別々になるわけである。細川市の通学区域は複雑なものになっている。

「通学区域」（＝「学区」）を規則によって規定し、その規定方法が「地区」の列挙によるということは、新たな「地区」ができたり、「地区」名が変更になった場合、その都度、規則改正が必要になる。昭和30年～40年代の細川市教育委員会の会議録には、次のような記録が残っている。

ある工場の社宅が「地区」として認められ（すなわち、そこに自治会が設置された）、それに伴って通学区域に関する規則改正が諮られ承認された。しかしその数年後、同工場を操業する企業が名称変更したことで社宅名が変わり、「地区」名も変わった。そのため通学区域を定めた規則に載っている「地区名」の改正が必要になり、教育委員会で諮られ可決している。

また「通学区域」の記載に漏れがあることがわかり（すなわち、規則に漏れていた「地区」があり）、きちんと載せたいので教育委員会に諮りたいとの記述も数度あった。いずれも昭和30年代の記録であり、これは細川市で区画整備が行われた時期と重なる。規則も未整備、不徹底であったのであろうが、それでも実際には、児童生徒は何ら問題なく就学していた模様である。漏れがあったことで就学すべき学校が不明になっているといった訴え等は残っていない。

こういった問題があったことから、教育委員からは、「地区」名を列挙するのではなく、いつそのこと「地図」でもって通学区域を示したらどうかとの意見が昭和30年代に一度、40年代に一度出されている。しかし少数意見であったからであろうか、それに対する教委事務局からの答弁記録は一切なく、結果として今日に至るまでずっと「地区」名列挙のスタイルが続いている。地図による通学区域の表示は、あくまで内部資料として存在しているに過ぎない。ちなみに、筆者が調査対象としてきた3市のうち他の2市でも、地図ではなく地区名列挙方式が採

用されている。

2. 通学区変更問題、学校配置問題

ここでは細川市の昭和40年～60年の教育委員会会議録から3つのケースを取り上げる。

(1) 小・中学校移転に伴う通学区変更問題—幹線国道の交通量増加による通学路の安全性—

細川市中心部に立地していたS小学校は、「周囲が全部道路であり、しかも小道及び市の重要道路であり、市が発展すればする程、交通量もはげしくなり、学校における環境は最も悪い条件にある」（昭和39年1月教育委員会会議録、委員の発言）、「S小の位置の適当でないことは何時も話題にのぼる」（同年8月、同）と言われるほど、通学、学習上の環境は好ましいものではなかった。結果的にS小学校は直線距離で300メートル離れた、それまでT中学校が建っていた場所に移設され（昭和49年から段階的に移され51年3月に全学年完了）、T中学校は元の位置から600メートル離れた場所に新築された。

このS小学校とT中学校の同時移設に伴い、通学区の変更を求める訴えが大田一区の住民から出された。同地区は、そもそもH小学校の通学区内にあるが、距離的には移転前でさえS小学校の方が近く、移転後の新S小学校ならなおさら近いという位置にある（図1参照）。同地区内のかなりの児童が実際には、「20年前からS小学校に通学している」（昭和51年9月地区からの学区変更要望（口頭）を学校教育課長が教委定例会議で紹介した記録）という。この実態に即し、通学区規則の方を改正するよう求めてきたわけである。

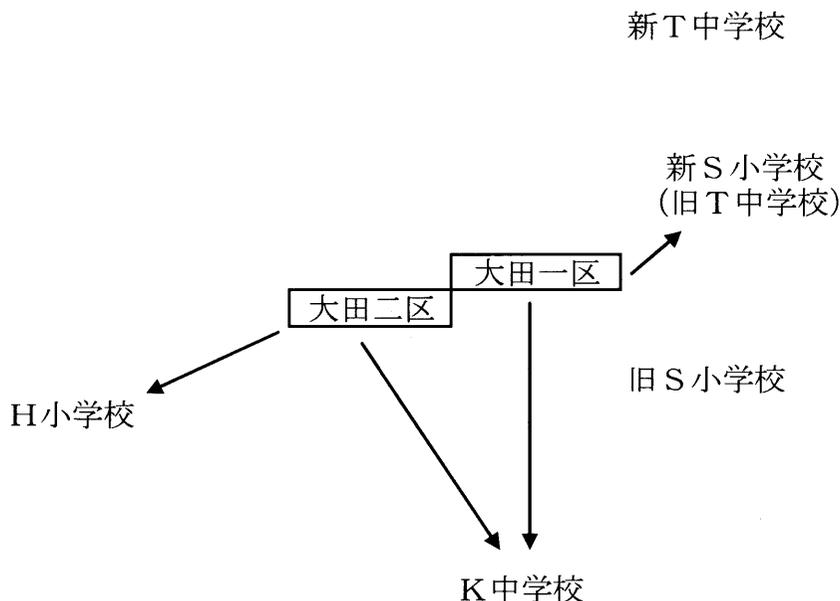


図1 S小学校と大田一区の関係図

その後11月に大田一区の地区有志が再度来庁、教委側から回答がないので同様のことを地区住民の意志として文書で陳情してきたという。陳情書によると、S小学校への通学は「当地区、二十数年来の宿願」であるという。S小学校に変更希望する理由は健康安全のためとされ、具体的には、長距離通学で低学年の疲労度が高く勉学に多大な影響を与え、諸不安（誘拐等）

の要因を孕む、通学路の整備が十分でないので交通安全上不安である、と書かれている。なお、S小学校への変更を希望してきたのは大田一区のみであり、そのすぐ隣の地区、大田一区よりもH小学校に近い大田二区は変更を希望していない。

教委が実態調査をしたところ、大田一区内の対象児童36人のうち、指定小学校（H小学校）に通学していた者は実は10人だけで、他の26人は「地区外を居留地として住民登録をし、合法的にS小学校に通学」（51年12月教委定例会議、学校教育課長）という状況だった。「寄留」とは何かについて委員から質問があり、学校教育課長は「学校を変更せんがための住所変更をしていること」であると回答している。

当時の学校教育課長は「合法的」という言葉を用いているが、この「寄留」なる行為が違法性を疑われる「越境入学」の方途であったことはまず間違いないことである。当該児童の生活の本拠が住民登録をした先であるのならば、児童の住む「地区」は、S小学校校区内となっているはずであり、大田一区が陳情する理由などない。

学校教育課長自身「それらをもとにかえすということになれば色々弊害があると存じます」と発言している。他に、「この問題については、この校区外にも種々ありますので、全体的に正面を向いて検討しなければならない」（委員長）、「自治会、行政地区、子供会、健推協、婦人会等とのかねあひもあり、委員会のみで検討することはできない。地区住民等関係者を含めて相対的[ママ]に検討すべきであり、H行政区からS行政区に円満に移ることができれば問題は解決すると思います」（教育次長）といった発言が記録されている。

大田一区の問題は詳しく会議録に残されたものだが、実は細川市が同様の問題を他にもいくつか抱え（しかしその問題はなぜか会議録に残っていない）、その解決をはかろうとしていた。しかし教育委員会だけでは処理できないので、「地区住民等関係者」を含めた相対的な検討を模索したわけだが、「合法的」（学校教育課長）、「H行政区からS行政区に円満に移ることができれば問題は解決する」（教育次長）の言葉からは、教育委員会事務局側としては大田一区の見解に理解を示していたことがわかる。

この問題は、昭和52年3月の教育委員会において、陳情書を提出した大田一区住民の意向が受け入れられ決着している。そこに至る過程で「調整委員会」が開かれ、自治会長[自治会連合会長のことだと思われる]は「変更希望の理由を欠く」と反対意見を表明したようであるが、意見交換の結果、「通学区を[地区の単位で]一本に絞るべきではないかとのことで、子供のための校区変更もやむをえないのではないか」ということになったという。

大田一区が陳情したのは小学校の変更だけであり、したがって中学校は大田二区と同じ旧来の中学校（K中学校）に通学することになる。S小学校からみれば、大田一区在住の者だけがK中学校に進学し、他はみなT中学校に進学する。大田一区はまた、小学校を変更した後も、所属「地域」（連合自治会）は従来どおりH小学校側の地域のままであった。つまり大田一区は、このような状況になるのを覚悟の上であえてS小学校を選んだわけである。

（2）小学校分離独立に伴う校地問題—人口増加による学校の分離独立と設置場所の問題—

市の北東部に位置するM小学校は、近くに宅地が開発されたことにより児童数が急増した。昭和46年には860人であったが48年には1,000人を超え、50年には1,210人になろうとしていた（最終的に新小学校が分離する直前には児童数は1,700人に達している）。

こうした状況に鑑み、教育委員会は昭和49年11月から検討を開始した。市当局は、M小学校の南部に第二小学校を分離新設することとし、そのための設置場所の検討が議論された。最

最終的にM第二小学校は昭和57年に開校したわけだが、その設置場所をめぐる意見の対立が生まれている。

そもそも市当局は、M第二小学校用地として、図2の第一候補地を定めていた。しかし、これに対して、M小学校からわずか300メートル南の場所（図2の第二候補地）に設置して欲しいという要望が地元住民から出されたのである。

M小学校

M第二小学校（第二候補地）

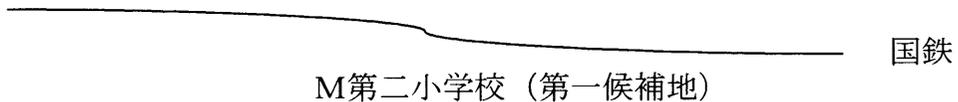


図2 M第二小学校の候補地

教育長から最初地元住民に話しがあった新小学校の位置（第一候補地）は、国鉄線路に近い。現場視察をしたが列車通過時には会話をしばしば中断しなければならなかったほどで、電車のスパーク等により教育機器の電波障害も考えられる。加えて現地は湿地帯で諸問題[具体的記述はなし]も考えられるとのことから、「これに替る条件のよい適地としまして、〇〇地区を推挙いたします」と別の場所（図2の第二候補地、陳情者たちの地元）を推薦している。

一方の陳情は、「一部の有識者より設置場所について提案があったやに承っておりますが、これは一部の方の意見でありまして全体的な意見ではございません・・・地区住民の大多数の意見は人口密度文化行政面教育環境社会教育の連携等諸方面から勘案してみますと、どうしても設置場所は〇〇の周辺の適当なる場所に設置して欲しいという要望が大変強うございます」といったものである。南部（第一候補地周辺）も文化教育面で環境を充実させて欲しい、そのためには当初の候補地のまま進めて欲しいという訴えである。

双方から陳情書が提出され、それを踏まえながら教育委員会会議で設置場所について協議が行われている。残されている「校地選定比較表」には比較項目として、騒音、テレビ障害、降下ばいじん、臭気、隣接地の状況、校地の形状と校舎配置、学校建設費、通学路の整備状況、防災の安全性（火災、風水害、医療施設）、将来の自然環境があがっている。このうち騒音は明らかに第一候補地が大きく、測定してみると55～76ホーンあり、当時文部省が示していた基準（窓を閉じて50ホーン以下、開けて55ホーン以下、上限65ホーン）を上まわっていた。委員に向けて説明を行った総務課長も「事務的に見た場合、第一候補地より第二候補地の方が地元の協力を得られれば、用地買収もできるのではないかと思いますし、種々の面から良いのではないかと存じます」と述べている。それを受けるかたちで、教育長も「比較表のデータによれば、第二候補地が良いと思われるので、第二候補地でということ提示し、進めてはどうかと思えます」(53年8月)と語っている。結局、教育委員会は、当初提示した候補地を取りやめ、

M小学校の目と鼻の先の第二候補地に決定したのである。

なお、筆者が細川市住民から聞き及んでいる限りでは、第二候補地を提案した地区と、M小学校が所在している地区とは、それ以前に特段の対立関係にあったわけでもないし、現在もそれはまったくない。しかも両地区住民はずっと同じ中学校に通ってきている。歴史的なしがらみや対立によるのではなく、純粹に小学校を地元で新設したい、分離・独立したいという思いからの訴えであったものと考えられる。

(3) 大規模団地新設に伴う通学区変更問題—地番名称と通学区の不整合—

細川市の中心から北西方向に位置する第一団地（約250戸）は昭和45年に着工が始まった県営団地である。造成、入居は段階的に行われ、昭和52年に完工している。この県営団地は、既存の2つの「地区」を跨ぐかたちで造成されたため、通学区域をめぐる大きな問題が発生した。問題の概略は次の通りである。

団地造成前の通学区規則に従えば、団地の東側はA小学校に、西側はB小学校に通うということになる（図3参照）。しかし団地住民は団地内で分かれることなく、団地全体を単位とした単独の自治会を結成し、「地区」となった。団地の工事は東から西へと進んだため、初期に入居した住民の子どもはいずれもA小学校に通っていたし、比較的后から入居した者（つまり団地の西側住民、昭和49年以降に入居）もA小学校に通うようになっていた。入居の際、この団地の小学生はみなA小学校に通うという説明を市当局から受けたという団地住民の主張も記録されている。教育委員会は第一団地を通学区規則に位置づけることなく処理していた。団地内の昭和51年度新入生に対しては、A校とB校、双方の入学案内が送られてきたという記録も残っている。

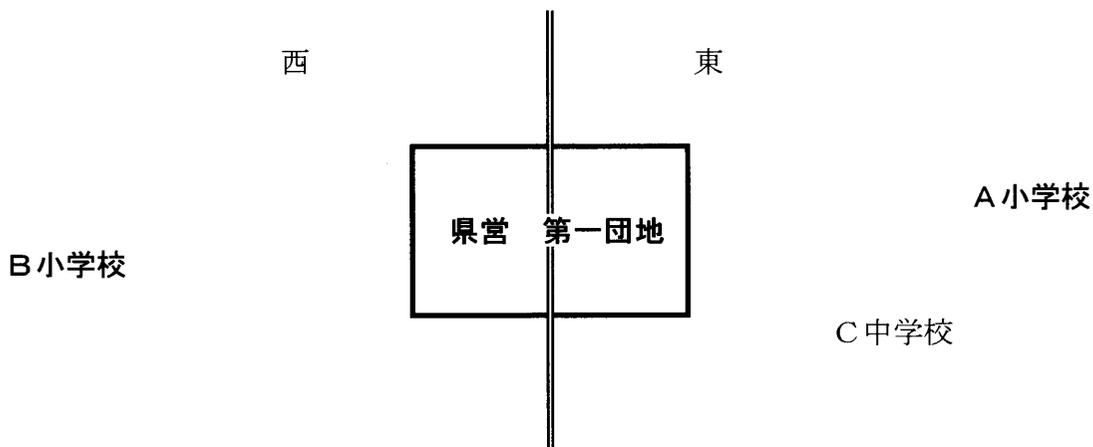


図3 第一団地と通学区

しかし、団地の西側に位置していた旧来の「地区」住民（B小学校側）としてはおもしろくない。そもそも団地の少なくとも西側は自分たちの地区内にある。加えて、団地の地番（大字）は団地東側も含めてみなB小学校側のものになっていた。団地の児童はいつからB小学校に通うのか。「昭和52年度の工事が完了し住民が入居した時点において即ちに、B小学校に児童が転入されるようご配慮ご処置を賜りますことを重ねて強くここにお願ひする次第であります」と、市長及び教員委員長宛、陳情書を提出したのである（昭和52年6月）。提出者を示す箇所には、

B小学校区住民一同とある。

一方、これから遅れること3か月、第一団地の自治会長からも陳情書が出されている（昭和52年9月）。その内容はおおよその通りである。我々は、団地新設以来7年間、A小学校校区の一員として、子供会、育成会、自治会の運営を行い現在に至っている。団地内の通学区を境にして、A小学校区とB小学校区とに2分されることに反対する。かつて地番がB小学校区側であったとしても、その後、東側はA小学校区側のものに変更されている。A小学校区に一本化してほしい。

ちなみに中学校については、A小学校卒業生、B小学校卒業生ともにC中学校に通うことになる。またA小学校側もB小学校側も同一の「地域」にある。

県住宅課が振った代表地番は、最初はB小学校側の大字であったが、後に（昭和52年11月）団地東側はA小学校側「地区」のものに変更された。ただし第一団地という団地名はB小学校側の地名に由来するものがある。つまり団地の名称はB小学校側に由来、団地東側の地番は最初B小学校側であったが後にA小学校に変更、団地西側の地番はB小学校側という、非常に複雑な状況になってしまっていたのである。

ではこれに対する教育委員会の対応はどうであっただろうか。教育委員会において初めてこの問題が取り上げられた昭和51年3月の会議録には、次のようなやり取りが残されている。

学校教育課長 ……また、現在校区上の地区に問題が生じておりますので併せて説明いたします。（以下別紙地図により説明）[どのような説明がなされたのかについては記述なし] 将来団地としての態勢が整いました時点で分離するという事で地元にて了承していただくようお願いいたしております。

委員長 委員会としてA小学校の校区を現在より西側へ移したらどうかと思うのですが[つまり団地をA小学校区内とするという意見]。

学校教育課長 校区は、大字〇〇（A小側）と△△（B小側）で分かれておりますので、そうすればB小学校の方に問題が生じると思います。

教育次長 （この問題についての当初からの事情を詳細に説明）[説明内容の記述なし] 団地の住居者数が八十数個〔戸の誤記か〕になった時点で良く検討し、地区をはっきり分け、校区問題を解決したいと存じます。

以上のように、教委事務局（教育次長）側は、入居戸数80超を目途に団地の「地区」を旧来の境界線に基づいて二分する計画だった。この時点での入居戸数はすでに80目前であり、したがって団地の分団は間近に迫っていた。

こうした動きを察知したからであろうか、第一団地自治会長、自治会内班長、育友会（PTA＝保護者）代表ら6名が昭和52年10月、教育長、教育次長を訪れ〔最初は市長への面会を求めた模様〕、さらなる陳情を行っている。陳情内容は前掲9月時点のものと基本的には同じだが、以下の3点が付されている。

1. 陳情の内容そのままを受け入れられなければ、今後一切交渉に応じない。
2. 市の配布する配布物〔市報等だと思われる〕は一切いただかない。

3. 登校拒否もいとわない。

このような強硬姿勢が示されたすぐ後の教育委員会定例会議で本件は議論されているが、委員や事務局側の意見は割れている。ある委員は、実態からいって団地全体がA校に通学することではないかと言う。それに対して教育次長は、B校側から反発が出ていると述べている。別の委員は、規則で団地内がA校、B校に分かれることがはっきりしているなら、規則上から通学区について説得すべきであり、認識してもらわなければならないと述べる。自治会を分割することは種々問題があると教育次長はこれにも否定的な発言を残している。

この第一団地問題を処理する目的で、昭和52年10月、教育委員会は「通学区調整委員」を設置した。設置規則によると、通学区域について関係地区民の調整を図るために同委員を置くことある。調整委員は、市議会議員、小・中学校長、小・中学校育友会長〔現PTA会長〕、知識・経験を有する者から教育委員会が委嘱している。委員名簿を見てみると、委員総数は18名、「知識・経験を有する者」は、連合自治会長・副会長、婦人会連合会長・副会長、福祉協議会長・副会長、子供会育成会長ということになっている。

教育委員会はこの調整委員の調整に期待を寄せた。教育委員会の会議録にも、第一団地問題がこじれていることの報告と質疑応答があった後、委員長の「調整委員にお願いするのは良いと思います。調整委員で結論が出れば大変良いと思います」という発言が残っている。

残念ながら、調整委員会それ自体の会議録は残っていないのだが、その状況が教育委員会で報告された記録は残っている。そこには、そもそも調整委員会とはいかなる性格のものかとの質問が委員から出たことが記されている。教育委員会事務局側は、「答申をいただくということで説明。まとまった意見でないで困り、ある場合は説得も含め答申をいただきたい旨説明し、了承していただいた」とある。つまり、教委側はこの調整委員会に対して、諮問と同時に地元での説得にあたってもらうことも期待していたのである。

調整委員会の間でも話し合いは難航した模様だが、昭和53年3月に次の答申を得るに至っている。調整委員会は、答申案ができた時点で第一団地側、B小学校側の意見を聴いているが、団地側は反対、B小学校側は異存なしとのことであった。

【答申】

昭和五十二年十月二十八日諮問のあった〇〇地区第一団地入学児童通学区域問題について次の通り答申する

昭和四十九年以来通学区の問題について、明確な指導と行政が行われているとはいえないものがあり、それが今日の混乱を来した原因と思われる。

しかしながら、第一団地地番設定が誤っていることが認められ、県において〇〇地番と〇〇地番に二分して改正、設定された現在、細川市立小・中学校通学区域に関する規則の本旨に則り、速やかに正常な姿にもどすことが適当である。

過去の実状よりして、一挙に全面的に正常化することは、必ずしも、当を得た方法とは思えない。よって、現在〇〇地番居住者で、A小学校に通学している児童については、卒業するまで従来通りA小学校に通学することを認め、昭和53年度より新入学する児童は、B小学校に通学するものとする。但し、B小学校に通学を希望される方については自由裁量にゆだねる。

付記

本調整委員会において、第一団地委員は、右の決定になお、不満の意を表し、賛意を得ることができない。教育委員会は、過去における両校通学区の問題について必ずしも納得のいく指導行政がなされているとは思えないので、かかる混乱の生じた責任においても改正によって生ずる損害の補填について第一団地住民の要望に出来るだけそうようその施策を講じられたい。

昭和五十三年三月〇日 細川市小・中学校通学区区域調整委員会 議長 ○○○○

細川市教育委員会 委員長 ○○○○殿

以上のように、行政の不手際を指摘しながらも、団地を二分し西側に住む児童を昭和53年度新入生からは全員B小学校へ入学させる、それ以前にA小学校に入学している児童は卒業までA小学校へ、という委員会の決定は、団地側の意向にまったく反したものであった。その後も団地側の意見（＝団地全体をA小学校区に）は変わることなく、集団での登校拒否（同盟休校）こそ行わなかったようだが、団地西側児童の住所を団地東側住民宅に移すといった手段（すなわち「居留」）がとられた。

こうした事態を收拾すべく、教育委員会は通学区に関する規則を55年に改正、教育委員会が特に必要と認めて許可した場合に限り、児童生徒を学区外の学校に就学させることができる、との規定を追加している。これは事実上、第一団地住民のために設けられた規定であった。その結果、毎年この団地住民から学区外就学の許可願いが出され、教育委員会はそのすべてを承認している。その後、昭和60年より後のいずれかの時点で第一団地は団地全体として正式にA小学校区の通学区内に入っており（会議録にはその時期を示す記録は残っていない）、現在は学区外就学の許可願いを提出する必要はなくなっている。

3. 考察

通学区にコミュニティ(地域性)があるということは所与のものとして認識されがちである。学校統廃合によって、行政側から通学区の変更が指示されたことに住民側が反発し、旧来の学校、通学区の存続を求めるという図式もまたよくある。しかし細川市の教育委員会会議録には残されているのはこれとは逆のケースである。

市は、昭和30年代後半から50年代にかけて、人口増加と交通量の激化を経験し、それに伴って幹線国道の整備、学校の移転や分離・新設を行うとともに、大規模団地の新設もおこった。そこで出てきたのは通学区の存続願ではなく、旧来の通学区を変更してほしいという希望であった。

(1) のケースでは、大田一区は「寄留」という手段により「20年前からS小学校へ通学」しており、S小学校への（正式な）通学を「二十数年来の宿願」としていた。また陳情では児童の健康安全が前面に出ている。

それに対し(3)の第一団地の場合は、それ自体が新興団地で既存地区内の空き地に新規に造成され、入居開始後7年ほどの短時間で通学区の変更を陳情している。しかも、その陳情はB小学校側の「地区」からの陳情に先を越されたかたちであり、児童の健康安全面についての訴えもない（健康安全面の問題は存在しなかったのであろうが）。また会議録を見る限り、A小学校側の他の地区が特に第一団地側を強く支持したようなところは伝わってこない。A小学校の児童数がB小学校の2倍程度であったこともあり、第一団地を強く引き込もうとはしなかったと推測される。結局(3)は、事実上B小学校側「地域」と第一団地という「地区」と

の争いであり、結果的には第一団地側の「勝利」となったわけだが、新設「地区」としての第一団地には不利な条件下での闘いであり、その分、紛糾したものと思われる。

(2) は小学校の分離・増設に関わるケースだが、ここからも、一般的には一体と見なされがちな、小学校区を単位とする通学区内に分離独立を希望した地区が存在したことがわかる。しかもその地区は、M小学校のすぐ近くにあつて、地理的には通学区域のいわば中心に位置するような位置にあつた。地区間に、歴史的な対立やしがらみがあつたわけでもなさそうであることを踏まえると、言うところの小学校区を単位とする結束性とは、このケースにおいてはそれほど強固なものではなく、案外あっさり分離する程度のものであつたように理解される。

おわりに

一般論としては、公立小・中学校の通学区域が地域コミュニティとしての単位であることは理解できる。無論、本論文は、それが強固であるコミュニティの存在を否定するものでもない。しかしここで取り上げたケースでは、通学区域内に「地区」が存在し、その「地区」がいわば地区コミュニティの方を重視し、通学区域コミュニティから抜け出そうとしたわけである。しかもそれは、住民間の地域的な対立、歴史的な不調和によるものではなく、通学距離であつたり、安全性であつたり、教育環境の有利さという実利的な面に起因したものであつた。

さらに、小学校段階では旧来の通学区域から分離独立を強く希望し、それを実現させた地区が、中学校段階では同一の中学校にそのまま通うという事実、そしてこれとは逆に（本論文では詳しく扱っていないが）同じ小学校に通っていても中学校ではスプリットしてしまう地区があることを考えあわせると、通学区域を安易にコミュニティの「単位」とみなすことには慎重でなければならない。加えて、通学区コミュニティ、地区コミュニティが一体いかなるものであるのかについて、我々はセンシティブである必要がある。

しかし以上のことは、いわば昭和時代の問題といえるのかもしれない。というのも、教育委員会の会議録を見る限り、以降は「地区」を単位とした分離・独立の問題は発生していないからである。

むしろ今、細川市が抱えている課題は、市内の公立小学校を卒業した子どもが私学や市外の中学校に進学してしまう、いわゆる公立離れ、細川市離れである。当局もそれを大きな課題であると認識している。加えて、中学生数名が特定の部活動に入部するために他市から越境入学をしているとの問題も発生しているし、そこでは顧問教諭の関与も疑われているようである。以上2つは、平成23、24年度の細川市議会でも取り上げられている深刻な問題である。

こうした新しい問題、いわば平成時代の問題をもたらす人々には、「地区」という単位での紐帯はそもそも存在しない。昭和時代の問題提起者たちが「地区」を基礎単位として連帯していたのに対し、平成時代の問題提起者たちは個人ないしは人的ネットワークを単位として既存のルールや流儀に抗っているものと思われる。これについては別途扱うこととしたい。

主要参考文献

- ・岩崎信彦他編『町内会の研究』御茶ノ水書房、1989年。
- ・花井信・三上和夫編『学校と学区の地域教育史』川島書店、2005年。
- ・葉養正明『小学校通学区域制度の研究—区割の構造と計画—』多賀出版、1998年。
- ・八木澤壮一・吉村 彰「学区変更や学校統廃合における紛争要因：教育施設の配置と学区計画に関する研究」『日本建築学会大会学術講演梗概集』pp.365-366、1986年。

・若林啓子『学校統廃合の社会学的研究』御茶ノ水書房、1999年。

【付記】本発表は、科学研究費「基盤研究（C）一般 「通学区の変更」と「学校選択制度」が学校の規模と配置に与える影響の日米比較研究」（研究代表者：佐々木 司、課題番号22530920）による研究成果の一部である。

¹特に平成20年度からは、原則、中学校区を基本的な単位として本部を設置する「学校支援地域本部事業」が始まったこともあって、中学校区の地域性は増すものと思われる。

²少し古いが、全国で報道された事例を収集して分析した八木澤・吉村（1986）も、「統廃合と学区変更の場合、従来通学していた学校が無くなり、強制的に通学する新しい学校が指定されること、一方校舎移転の場合、通学する学校が存在するが、学校の位置が論争の争点になる」と述べている。

³実は細川市は、通学区の変更と学校配置をめぐる他にもいくつかトラブルを経験している。そのうち市史にも掲載されている事件をひとつ紹介しておきたい。

昭和27年3月、同市はX中学校とY中学校を廃止し、その中間地点にZ中学校を設立。Z中学校舎完成までの2年間、X中学校とY中学校の生徒を周辺のV中学、W中学に通学させた。大部分の生徒はW中学校であった（一部の生徒は、Z中学完成後もV中学、W中学に就学校を変更）。

しかし29年度末になって、W中学校に通っていた保護者の一部が、4月からもZ中学には通わせたくないと申し出て、これが通らないと知ると、市役所前で5日間抗議の座り込みを実施。これに対し教委は方針を変えず、平行線を辿る。市長や市議会議長が仲裁を行うも失敗。新年度を迎えた保護者は「同盟休校」を決行。近隣の寺院や洋裁学校、私宅に「〇〇義塾」（私塾）を開設。1年生21人、2年生33人を通わせ、退職教師らが指導にあたった。5月9日、市教委は異常事態を解決するため、1年生については規定どおりZ中学、V中学へ、2年生についてはW中学への編入を認める調停案を出す（ただし収容能力から20名以内）、保護者はこれを拒否。労働組合なども巻き込み、県下の注目を集める事態に発展した。

結局は、Z中学への通学を拒んでいた者のうち、W中学近くに住む38名はW中学に、比較的Z中学に近い15名はZ中学にということが決着。6月2日に私塾は閉鎖され、56日間に及んだ「同盟休校」も終わりを迎えた。

⁴通学区域に関する調整委員については、その後近年になって規則が改正され「市議会議員」は委員から外されている。その際の議論については不明なのであるが、市議会議員の「地盤」と合致することの多い通学区域の調整委員から除外したことの意味は興味深い。

なお、この点に関連していえば、通学区域調整委員設置規則の制定が議論された際（昭和49年9月）、同市在住で他市勤務の大学教授を「知識・経験を有する者」に入れることが事務局案として提案された模様であるが、教育委員会委員長が「大学教授は除外したほうがよい」と発言し、除外されている（理由の記述はなし）。

⁵それにつけても、本来は、第一団地が自治会を結成し、ひとつの独立した「地区」になった時点で、教育委員会は、第一団地をいずれの学校の通学区域＝学区に組み込むのか、あるいは二分するかについて検討し、決定しておくべきではなかったか。たしかに通学区や学校配置が現実には教委の専決事項ではなく、地元の合意や共通理解を極力優先するものであり、教委がリーダーシップを発揮しにくい問題であることは事実であろう。調整員会を置き、そこに多くを期待するという構造も理解できなくはない。しかし、上記の経緯をみると「答申」が述べるように「明確な指導と行政」を行わずに放置した当局の責任は大きかろう。